

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成29年10月25日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700287号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700017号

## 第1 結論

昭和50年5月から昭和53年3月までの請求期間及び同年4月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年5月から昭和53年3月まで  
② 昭和53年4月から昭和54年3月まで

請求期間①について、当時私は大学生でA市に住んでいたが、私の父親が昭和50年3月頃に私の国民年金の加入手続をB町役場で行い、国民年金保険料については、納付組織を通じて納付した。

また、請求期間②の国民年金保険料については、私が社会人になったため自身で納付組織を通じて納付した。

各請求期間について、国民年金に加入し、間違いなく国民年金保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者に係る国民年金手帳記号番号は、請求者が昭和53年3月にA市からB町に転入後の昭和56年2月25日に同町で払い出されたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年2月頃に行われたものと推認できるところ、請求期間①について、当時請求者は大学生であり、請求期間①は国民年金の任意加入対象期間となり、国民年金の任意加入被保険者は加入手続を行った日が国民年金被保険者資格の取得年月日となることから、請求者は、加入手続が行われたと推認できる時点において、昭和50年5月に遡り国民年金に加入することはできない。

また、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間①に係る国民年金保険料を納付

したとする請求者の父親は既に死亡していることから、その証言を得ることができず、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間①に係る保険料の納付状況を確認することができない。

請求期間①及び②について、請求者は、請求者の父親が昭和 50 年 3 月頃に請求者の国民年金の加入手続を B 町役場で行ったと主張するところ、請求者に係る B 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、請求者は昭和 54 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、資格を取得した理由を記載する欄には、その理由が適用漏れであったことを示す番号が記載されていることから、請求者の国民年金の加入手続は、前述の国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和 56 年 2 月頃までは行われなかったものと考えられ、昭和 50 年 3 月頃に請求者の国民年金の加入手続を B 町役場で行ったとする状況はうかがえない。

また、請求者の主張のとおり請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、昭和 50 年 1 月から昭和 56 年 2 月までの期間に B 町及び A 市において請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて氏名検索を行っても、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらのことから、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。